

大阪府 財務部
税務局長 川崎 浩二 様

自治労大阪府職員労働組合税務支部
支部長 曾野部 真吾



要 求 書

税務支部に所属する各府税事務所、自動車税事務所および税務局に勤務する職員の健康管理と福利厚生の実現を図り、健康で安心して働き続けることのできる職場づくりのため、税務支部第3回中央委員会の決定に基づき、下記のとおり要求する。

記

1 労使慣行について

- (1) 当局は、税務支部との労使慣行を厳守し労働条件の改変にあたっては、一方的な実施を行わないこと。

2 職場環境・庁舎設備の改善について

- (1) 職員の労働安全衛生の観点から、老朽・狭隘化した事務所の新築・増改築など改善を行うこと。
(2) 職員の労働安全衛生の観点から、庁舎・施設、執務室内の安全対策および防災対策も講ずること。
(3) 職員の労働安全衛生の観点から、執務室・会議室・書庫等の拡張・整備、また、必要に応じてレイアウトの改善に努め、狭隘化を解消するなど、執務環境の改善をはかること。
(4) 職員の労働安全衛生の観点から、各所（局）・分室に男女別休養室を設置すること。特に休憩時間に窓口業務などの業務対応を行った職員の休憩場所の確保および環境整備に努めること。
(5) 職員の労働安全衛生の観点から、更衣室の洗面設備の新設・増設など、更衣室・休養室・給湯室等について、整備・改善を行うこと。
(6) 職員の労働安全衛生の観点からトイレの整備・増設・点検を行うこと。また、衛生面の向上の観点から、整備・増設にあたっては、洋式化、洗浄機能付き便座、小便器の水洗・手洗い・照明の自動化の設置・措置などを講ずること。
(7) 職員の労働安全衛生の観点から、執務室等の床・壁・窓・照明器具等の点検と必要な補修を行うこと。なお、大阪自動車税事務所和泉分室およびなにわ分室の雨漏り等について、対策を講じ必要な補修を行うこと。
(8) 職員の健康管理の観点から、必要に応じ各所の窓・網戸、ブラインド等の整備・点検・更新を行い、防虫、風通しの確保など、快適な執務環境の確保を図ること。
(9) O Aフロアの設置等O A化に対応した作業環境を実現すること。特に古い椅子については、更新を行うこと。

3 賃金・労働条件、健康管理、福利厚生について

- (1) 税務手当について、調整額に移行し、税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。
(2) 各所（局）における安全衛生委員会が定期的に開催されるよう、積極的に指導・支援するとともに、その活動内容の充実および衛生管理者の育成等に努めること。
(3) 一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・情報機器作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。
(4) 情報機器作業にかかる労働安全衛生教育の周知・徹底をはかること。端末機等の作業環境の整備に努めること。
(5) 職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、メンタルヘルス対策・生活習慣病対策について、予防策を強化すること。また、常備医薬品等の配置を行うこと。また、熱中症対策として、飲料・保冷剤等の確保に努めること。
(6) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症に対して、換気の徹底、消毒液・石鹸の配置、飛沫防止など感染症対策について万全を期すとともに、新たに明らかとなった有効策を遅滞なく実施すること。
(7) 執務室等の空調・換気・照明・騒音・振動・衛生等については、日常的な点検および清掃を充実するとともに、照明不足の解消や空調吹き出し口の清掃を行うこと。なお、冷暖房の弾力的運用・運転については、柔軟な対応をはかること。
(8) 障がい労働者の職場における必要な条件整備については、誠意をもって行うこと。また、障がい労働者の重要な労働条件である電話交換機について、更新の際には事前に情報提供を行うとともに、当該職員の要望を反映するよう努めること。
(9) 職員の安全確保の観点から、各所における庁用自転車の点検・整備に努めるとともに、職員が安全に庁用自転車を利用できるよう、駐輪スペースの確保・点検・整備に努めること。
(10) 職員の安全確保の観点から、各所における庁用自動車の点検・整備に努めること。また、職員が安全に庁用自動車を利用できるよう、駐車場の点検・整備に努めること。
(11) 地震災害等の発生に備えて「大阪府庁業務継続計画」に定める職員用食料等の備蓄は、毛布等を含めて各庁舎の職員数に応じた十分な備蓄を行うこと。また、自然災害が想定される際の業務体制について、職員の安全を最優先に構築し、前もって職員に周知すること。災害時における職員の労働条件を確保すること。
(12) 窓口や電話対応業務におけるカスタマーハラスメント対策および防犯対策を整備・充実すること。

4 その他

- (1) 税務支部に所属する各分会の要求については、誠意を持って早急に解決すること。

大阪府 財務部
税務局長 川崎 浩二 様

自治労大阪府職員労働組合税務支部
支部長 曾野部 真吾



要 望 書

税務支部に所属する各府税事務所、自動車税事務所および税務局に勤務する職員の健康管理と福利厚生の実現を図り、健康で安心して働き続けることのできる職場づくりのため、税務支部第3回中央委員会の決定に基づき、下記のとおり要望する。

記

- (1) 職員の健康管理・福利厚生の実現を図ること。
- (2) 庁用自動車を更新する際の車種選定にあたっては、各職場の意見を踏まえて業務に適した車種を配置すること。
- (3) 庁用自動車の事故防止の観点からバックモニター・衝突被害軽減ブレーキ（AEB）などを装備すること。
- (4) 庁用自転車を更新する際は、電動機付き自転車を配置すること。
- (5) 端末機等のリプレイスにあたっては情報提供を行うこと。また、各職場の意見を踏まえて端末機等の処理速度や通信速度の向上を図ること。必要に応じプリンター及びコピー機の増設・機能の改善を行うこと。
- (6) 税務情報システムの更改にあたっては、利便性が向上するように、職場の意見反映に努めること。
- (7) 職場における情報セキュリティ・防犯対策など危機管理について、実効性のある体制を確立すること。
また、カスタマーハラスメント対策として、通話内容を録音するシステムを構築すること。
- (8) 業務に関する備品・消耗品・必要経費等については、迅速に措置すること。また、全所的な配置に際しては支部に情報提供を行うこと。
- (9) 在宅勤務に対応するため、必要に応じタブレット端末を配置すること。
- (10) 職員の健康管理の観点から、必要に応じ電気ストーブ・扇風機を配備、更新すること。
- (11) キャッシュレス納付に対応するため、執務室内にフリーWi-Fiの整備を行うこと。
- (12) 働き方改革の観点から、窓口業務の時間を短縮すること。